

京都市立改進黨場自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市立改進黨場に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者のサービス向上を進めるとともに、市有財産を有効活用し、財源確保を図ることを目的として、京都市立改進黨場に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所等

設置場所	台数
京都市立改進黨場（施設内ロビー西側）	1 台

※具体的な設置場所は、仕様書の別紙を確認してください。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (2) 環境に配慮したものとしてください。
- (3) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 使用許可の期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

8 使用許可の更新

平成31年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年間（平成33年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新します。

9 申込受付期間

平成30年2月20日（火）～平成30年3月2日（金）

10 質問及び回答

(1) 質問（持参のみ）

平成30年2月20日（火）～平成30年2月27日（火）

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで ※受付は平日のみ】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に都市計画局住宅室すまいまちづくり課のホームページに掲載して回答します。

11 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者決定します。

(2) 決定予定日

平成30年3月9日（金）頃の予定

(3) 決定後の公表

都市計画局住宅室すまいまちづくり課のホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：生駒，浅堀）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3635（直通）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>